## 被扶養者認定に必要な添付書類一覧

(表1)及び(表2)をご確認いただき、該当するものを全て添付してください。

※下記以外にも、別途必要な書類の提出をお願いすることがあります。

(表1)続柄別一覧 ◎…必ず添付してください。 ○…必要に応じて添付してください。(備考欄参照) ※住民票は、続柄が省略されていないものが必要です。

対象者	同居の場合	別居の場合	備考	
配偶者 (内縁関係も可)	◎収入に関する証明書	◎収入に関する証明書		
		O別居世帯の世帯全員の住民票	被保険者の単身赴任による別居の場合は除く	
		〇送金証明 (銀行振込控え など)		
子 (学生)	◎在学証明書または学生証の写し	◎在学証明書または学生証の写し	中学生以下は除く	
	〇被保険者の配偶者の収入に関する証明書	○被保険者の配偶者の収入に関する証明書	配偶者が被扶養者となっている場合または当健康保険組合の	
			被保険者である場合は除く	
		O別居世帯の世帯全員の住民票	・ 通学のための別居の場合は除く	
		〇送金証明 (銀行振込控え など)		
子 (学生以外)	◎収入に関する証明書	◎収入に関する証明書		
	〇被保険者の配偶者の収入に関する証明書	〇被保険者の配偶者の収入に関する証明書	配偶者が被扶養者となっている場合または当健康保険組合の	
			被保険者である場合は除く	
		◎別居世帯の世帯全員の住民票		
		◎送金証明 (銀行振込控え など)		
孫・弟妹兄姉	O収入に関する証明書	O収入に関する証明書	学生の場合は除く	
	O在学証明書または学生証の写し	O在学証明書または学生証の写し	中学生以下は除く	
	O両親等がいる場合は、その方の収入に関する証明書	◎別居世帯の世帯全員の住民票		
	および市区町村が発行した所得証明書 など	◎送金証明 (銀行振込控え など)		
父母・祖父母	◎収入に関する証明書および市区町村が発行した所得	◎収入に関する証明書および市区町村が発行した所得		
	証明書 (所得証明書、非課税証明書など)	証明書(所得証明書、非課税証明書など)		
		◎別居世帯の世帯全員の住民票		
		◎送金証明 (銀行振込控え など)		
義父母	◎収入に関する証明書および市区町村が発行した所得			
義祖父母	証明書 (所得証明書、非課税証明書など)	被扶養者にはなれません		
おじ・おば等	◎同居している世帯の世帯全員の住民票			

扶養対象者の状況					必 要 書 類
収入に関する証明書			失業給付等を受給しない	離職票	
				離職票の交付を受けない場合は、雇用保険	離職票等の交付に時間を要する場合は、
				被保険者資格喪失確認通知書(写)	退職証明書、健康保険資格喪失証明書などでも可。
		雇用保険に	失業給付等を受給延長する	受給期間延長通知書	※後日、左記の書類のご提出をお願いします。
		加入していた	失業給付等の受給が給付制限	離職票(写)または雇用保険受給資格者証	
	退職した場合		期間中	(写)	※雇用保険受給資格者証は <u>両面</u> の写しが必要です。
			失業給付等の受給が終了した	支給終了印のある雇用保険受給資格者証	
				(写)	
		雇用保険に加入していなかった		退職証明書、健康保険資格喪失証明書など退職日の確認できる証明書類	
				および退職時の源泉徴収票または在職時の給与明細直近2カ月分(共済の場合は給与明細2カ月分)	
	退職後に傷病手当金や出産手当金を受給さ		当金や出産手当金を受給される場	る場合は、受給額等の確認が必要となります。	
	働いている場合		給与明細書(直近3カ月分)など ※交通費等を含む税金等控除前の総収入額が確認できるもの		
	個人事業を営んでいる場合 (農業・不動産収入等を含む)		確定申告書類一式の写し(収支内訳書等も含む)および市区町村が発行した所得証明書		
	個人事業を廃業した場合		個人事業の廃業届出書の写しおよび市区町村が発行した所得証明書		
	年金を受給している場合		年金額が確認できる直近の年金振込通知書、年金改定通知書 など		
			受給している全ての年金についての通知書等が必要です。(国民・厚生・共済・遺族・障害・企業 他)		
	上記のいずれにも該当しない場合(過去1年間無職の場合など)		市区町村が発行した所得証明書、非課税証明書 など		
	別居の場合		別居先に被扶養者とならない親・兄弟等が同居している場合は、その方の収入に関する証明書等が必要です。		
			状況により生計維持に関する申立書等が必要となります。		
その他			送金証明は、「いつ・誰が(被保険者)・誰に(被扶養者)・いくら送金したか」確認できるものに限ります。		
	被保険者と姓が違う場合		世帯全員の住民票、戸籍謄(抄)本 など続柄が確認できる書類		
	結婚したことにより認定を受ける場合		婚姻証明書および世帯全員の住民票 (婚姻証明書…婚姻届の受理証明書など)		
	養子縁組の場合		戸籍謄(抄)本、世帯全員の住民票 など		
	内縁関係の場合		内縁関係にある両人の戸籍謄(抄)本および世帯全員の住民票		
	母子 (父子) 家庭の場合		世帯全員の住民票および養育費の証明、児童扶養手当証書の写しなど		
	両親(祖父母)のうち一方のみが被扶養者となる場合		被扶養者とならない方についての収入に関する証明書および市区町村が発行した所得証明書		
	海外在住者(日本に住民票が無い場合)		海外特例要件に該当することが確認できる書類		
	上記に記載がない場合など、詳細は当健康保険組合までお問合せください。			ださい。	